職場におけるセクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になります。

香川労働局では、下記のとおり、労災精神障害専門調査員による相談窓口を開設しておりますので、ご利用ください。

記

１．開設日時　　毎月第２水曜日　　１３時から１６時まで
（但し、この日が閉庁日の場合を除く。）

２．開設場所　　香川労働局労働基準部労災補償課
（☎０８７－８１１－８９２１）
高松市サンポート３－３３
高松サンポート合同庁舎３階

３．その他　　相談については事前予約が必要ですので、相談を希望される方は相談日の７日前までにあらかじめ電話にて予約をお願いします。